

調布市要綱第16号

調布市公共基準点管理保全要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

調布市公共基準点管理保全要綱

第1 趣旨

この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号。以下「法」という。）に基づき、調布市が管理する測量基準点のうち永久標識を設置したもの（以下「公共基準点」という。）の管理及び保全について必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱における用語の意義は、法の例による。

第3 管理の主体

公共基準点の管理及び保全は、都市整備部道路管理課（以下「道路管理課」という。）において行う。

第4 公共基準点の使用手続

公共基準点を使用しようとする者は、あらかじめ調布市公共基準点使用承認申請書（第1号様式）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、調布市公共基準点使用承認書（第2号様式）により当該申請をした者に通知し、承認しないときは、その旨を通知するものとする。

3 前項の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、公共

基準点を使用する際は，前項の調布市公共基準点使用承認書を常時携帯し，市職員又は土地所有者等（公共基準点が地上に設置されている場合にあっては当該土地の所有者，建物の屋上に設置されている場合にあっては当該建物の所有者又は管理者をいう。以下同じ。）から請求があったときは，速やかにこれを提示しなければならない。

- 4 使用者は，公共基準点の使用が終了したときは，調布市公共基準点使用報告書（第3号様式）により，市長にその使用結果を報告しなければならない。

第5 工事施工の届出等

道路の掘削工事を施工する者（以下「工事施工者」という。）は，公共基準点の付近でその効用に支障を来すおそれがある工事等を施工するときは，あらかじめ調布市公共基準点付近における工事施工届（第4号様式）に次の各号に掲げる図書を添付して，市長に届出をし，及び公共基準点の保全について必要な処置をとらなければならない。ただし，第6の規定により公共基準点を一時撤去し，又は移転するときは，当該届出を省略することができる。

- (1) 位置図，断面図及び平面図（掘削位置と公共基準点との位置関係を明示したもの）
- (2) 引照点（測量した点について，工事等により破損するおそれがあるとき，又は現地に測量標等を設置できないときに，当該測量した点を復元するために支障のない場所に設ける点をいう。以下同じ。）を示した図又は市長が指示する測量資料
- (3) 写真（公共基準点及びその周辺並びに全ての引照点を確認できるもの）

2 前項の工事等は，次の各号に掲げるところによる。

- (1) 掘削底面端から水平面に対して45度の線の範囲内に公共基準点が設置されている掘削工事
- (2) 車両，重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼすと市長が認める杭打ち及び杭引抜き工事のうち，公共基準点から杭及び車両，重機等までの距離が5メートル以下のもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか，公共基準点の効用に支障を来すおそれがあるもの

あると市長が認める工事等

3 工事施工者は、公共基準点付近での工事がしゅん工したときは、速やかに調布市公共基準点付近での工事しゅん工報告書（第5号様式）に次の各号に掲げる図書を添付して、市長に提出し、その検査を受けなければならない。

- (1) しゅん工写真（公共基準点及びその周辺を確認できるもの）
- (2) 引照点を示した図（工事前と工事後との対比ができるもの）又は市長が指示した公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果（公共基準点の異状の有無を確認できるもの）

4 工事施工者は、公共基準点付近での工事（調布市所管の工事（以下「市所管工事」という。）を除く。）により公共基準点の効用に支障を来したときは、市長に対し、速やかにその旨を報告するとともに、当該公共基準点の復旧について、調布市公共基準点復旧承認申請書（第6号様式）により申請し、その承認を受けなければならない。

5 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、調布市公共基準点復旧承認書（第7号様式）により、当該申請をした者に通知し、承認しないときは、その旨を通知するものとする。

6 市所管工事の工事施工者は、公共基準点の付近でその効用に支障を来すおそれがある工事等を施工するときは、あらかじめ道路管理課長と協議をするものとする。

第6 一時撤去及び移転

工事施工者は、公共基準点を一時撤去し、又は移転する必要が生じたとき（第3項に規定する依頼に伴う工事を行うときを除く。）は、市長と協議のうえ、調布市公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書（第8号様式）に次の各号に掲げる図書を添付して、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 位置図及び平面図（掘削位置と公共基準点との位置関係を明示したもの）
- (2) 写真（公共基準点及びその周辺を確認できるもの）
- (3) 再設置位置図（再設置の前後における公共基準点の位置関係を明示し

たもの)

- 2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、調布市公共基準点（一時撤去・移転）承認書（第9号様式）により当該申請をした者に通知し、承認しないときは、その旨を通知するものとする。
- 3 土地所有者等は、公共基準点の一時撤去又は移転をする必要があるときは、調布市公共基準点（一時撤去・移転）依頼書（第10号様式）により、市長に対し、当該公共基準点の一時撤去又は移転を依頼するものとする。

第7 機能の回復

工事施工者は、公共基準点の滅失、毀損、一時撤去、移転等によりその効用に支障を来したとき、又は土地所有者等による公共基準点の一時撤去若しくは移転の依頼があったときは、当該公共基準点を既存と同一の構造により再設置し、測量成果を修正するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事施工者は、既存と同一の構造により再設置することが困難であると市長が認めたときは、市長と協議のうえ、再設置をする公共基準点の構造を変更することができる。

第8 機能回復を行う者

公共基準点の測量標を設置する工事（以下「設置工事」という。）は、工事施工者が行わなければならない。ただし、次の各号に掲げるときに該当するときは、道路管理課において行うものとする。

- (1) 工事施工者による設置工事が困難であると市長が認めたとき。
- (2) 第6第3項に規定する依頼に伴う工事を行うとき。

- 2 再設置された公共基準点の測量成果の修正に必要な手続は、法第36条、第37条第3項、第40条その他の関係法令の規定により行うものとする。

第9 設置工事

設置工事の工事施工者（以下「設置工事施工者」という。）は、測量標の設置位置及び設置施工方法について、事前に市長と協議しなければならない。

- 2 設置工事で使用する測量標は、既存の測量標とする。ただし、当該測量標が使用することができないと市長が認めたときは、道路管理課が有償で支給する測量標を使用するものとする。

- 3 設置工事施工者は、設置工事を行うときは、当該設置工事の品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。
- 4 設置工事施工者は、設置工事がしゅん工したときは、速やかに調布市公共基準点設置工事しゅん工報告書（第11号様式）に前項に規定する写真及び当該設置工事の測量成果を添付して、市長に提出し、その検査を受けなければならない。
- 5 設置工事施工者は、前項の検査が不合格となったときは、直ちに当該設置工事により設置された公共基準点に必要な修正を加え、再検査を受けるとともに、当該再検査に合格しなければならない。

第10 事故原因者による手続等

第7から第9までの規定は、故意又は過失により公共基準点を滅失又は毀損した工事施工者以外の者（以下「事故原因者」という。）による機能の回復及び設置工事に係る手続等について準用する。この場合において、第7及び第8中「工事施行者」とあるのは、「事故原因者」と読み替えるものとする。

第11 費用の負担

設置工事に要する費用（既存の公共基準点の取壊しに要する費用を含む。）及び公共基準点の測量成果の修正に要する費用の負担は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める者が負担する。

- (1) 市所管工事 調布市
- (2) 第6第3項に規定する依頼に伴う工事 調布市
- (3) 第10の規定において準用する第8第1項の規定により行う工事 事故原因者
- (4) 前3号に掲げる工事以外の工事 工事施行者その他負担すべき者

第12 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。